

## 羽島市観光協会出店助成金交付要綱

### （目的）

第1条 羽島市外で行われるイベントに、本市の特産品や特産物などの物産販売のためのブースを出店する団体等に対して助成金を交付することにより、羽島市の観光・物産の振興を図る。

### （助成対象者）

第2条 助成対象者は、羽島市観光協会（以下「協会」という。）の会員であること。

### （助成条件）

第3条 助成条件は次の要件をすべて満たすこととする。

- 1 協会が指定するイベントであること。
- 2 1日以上の出店とし、出店期間中は同一者であること。
- 3 会場で羽島市をPR（のぼり旗や看板の設置、協会発行のパンフレット等の配置など）をすること。

### （助成金の交付額）

第4条 助成金の額は、以下のとおりとする。

- 1 助成対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。ただし、出店日数が1日の場合は20,000円、2日以上の場合は30,000円を限度とする。
- 2 他の団体等から助成を受ける場合は交付しないものとする。

### （助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ助成金交付申請書（様式第1号）を協会あてに提出するものとする。

### （助成金の交付決定）

第6条 協会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において助成金の交付を決定するものとする。

### （実績報告及び助成金の交付請求）

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、事業完了後速やかに、実績報告書（様式第2号）及び請求書（様式第3号）を協会に提出しなければならない。

( 交付金額の確定及び交付 )

第 8 条 協会は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の額を確定し、交付するものとする。

( 交付決定の取り消し等 )

第 9 条 協会は、虚偽その他の不正手段により助成金の交付決定または交付を受けた者に対して、その交付決定を取り消すことができる。この場合において、すでに助成金が交付されていた場合は、期限を定めてその返還を求めるものとする。

( その他 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

	助成対象経費	内 訳
1	交通費	2人分までの公共交通費。 自家用車の場合は1台分のガソリン代金と有料道路通行料金。ただし、ガソリン代の支給単位は、イベント会場までの走行距離1キロメートル当たり10円とする。
2	宿泊費	従事者2人分までに掛かる宿泊費を上限とする。ただし、1人1泊につき1万円を限度とする。
3	出店料	主催者側へ支払う出店料（ブース代）